

県への再質問

【2】 要支援者対策、避難用の福祉車両の確保について

(再質問5) ・内閣府が個別避難計画の対象となる住民の数を、計画作成への同意の有無にかかわらず報告するよう求めています。県は同意を得られた住民だけを報告することを各自治体に容認していました。それで実態とはかけ離れた報告が自治体から続出しています。内閣府の指示通りにやり直させるとのことですが、その結果、対象人数が増えることが予想されます。実際に必要な人数が判明し、市町村では対応しきれない状況になった場合、県はどう対応するのでしょうか？

(2) ・県に登録された福祉車両は 0 台で、絶対的に足りません。個別避難計画を作り直せばなおさら必要台数が増えます。必要台数と具体的な確保の見通し、運用の詳細を教えてください。